

## 第四章 戦後の農業と水産業

### 第一節 農民組合の結成

戦時中の農 敗戦の色が次第に濃くなりつつあった昭和十九年二月十五日、豊岡町西花園の北惣右衛門の他、地解放要求 小田井・桜木・円山各区の農民たち二人は「食糧増産ヲ期スルタメ」「自作農創設ヲ図リ」た

いので協力を得たいとして、北但地方事務所・県農業会城崎郡支部・豊岡町長・豊岡町農業会あてに嘆願書を発送し、宣誓書を作成した。この宣誓書は「豊岡町（八条・田鶴野・三江ヲ除ク）耕地三十七町歩ハ大地主層ガ殆ンド八割以上ヲ占メ、耕作者ハ殆ンド小作農家デアル、地主ハ農家デナイカラ、小作料ノ取引以外ハ（耕土ノ改良、用排水路ノ管理等ニ対シ）何等関心ヲ持タナイ」と耕地の荒廃を嘆き、自作農家として「町ノ農家ノ中堅トナル、全町耕地ノ改善ニ寄与」したいと、寄生地主の排除と自作農創設への強い決意を述べている。嘆願書に添えられた『自作農創設趣意書』に対しては、北但地方事務所長・県農業会城崎支部長・豊岡町長・豊岡町農会長がそれぞれ「副申書」を添えている。しかし、その結果は不明である。

そのころ政府、特に軍部と農林省・内務省は、強い兵隊を輩出させる基盤である農村の窮乏を救済するため



写267 日農但馬連合協議会の看板  
(本橋文平氏提供)

中からこのような農民運動の素地があったといえよう。

#### 豊岡町農民組合の結成

戦後の昭和二十一年二月五日、京口農会長坂本繁昌・大磯農会長吉岡光太・小田井農会長北惣ノ改組等……当面ノ諸問題ニ対シ厳正ナル研究ヲ遂ゲ」る目的で豊岡町農民組合が結成された(当時の組合員数は不詳。二十三年三月現在、四〇〇名)。本部委員として北・坂本及び富田善理(生田東)の三名を、その他、各地区委員を選任した。

これは、各町各集落の農会長を根幹とする超党派の組合として進展し、穏健派地主層も組合員として参加した。地主層は地主層なりに、当面する農地解放や米の供出への風当たりを緩和したいという思惑も動いていたと考えられる。

当日は全但農民組合結成準備会、三月三日には日本農民組合但馬連合協議会準備会も開催されている。この超党派的農民組合は、三月五日には五荘村上陰他四ヶ所で、翌六日には新田村・中筋村全村で、続いて港村氣比・中筋村土渕で、また西気村(現日高町)や日高町山本でも結成された。

には、寄生地主の解消と自作農家の育成が必要との方針をいだいていた。このことが、このような小作農家からの嘆願書を許容し、また副申ともなつたと考えられる。豊岡市域では、戦前には農民組合運動は見られなかったが、豊岡町内には戦時

すでに同年二月九日には、東京で日本農民組合（以下、「日農」という）結成大会が開かれており、北惣右衛門は河合義一（東播の昭和始めからの農民組合指導者。元代議士。昭和二十二年四月の総選挙で返り咲くが、二十四年一月の総選挙では落選）とともに、兵庫県下を代表する中央委員に選出されていた。

豊岡町農民 第一次農地改革が始動する中で、農地をめぐる紛争が各地で起きていた。農地紛争解決は、農民組合の活動 民組合にとって最大の課題で、二十一年二月に但馬農民組合連合会準備会は次のようなチラシ

を配付している。

小作者各位に告ぐ

○地主が勝手に小作地を取り上げるとは法令違反となる。

○農地の売買は県知事の許可がなければできない。登記も絶対できない。

○小作人は安心して耕作を続けるべきで、私情で勝手な行為をすると自分自身が損害を受けるばかりでなく、法律違反として刑罰を受けねばならぬ事になる。

○悪徳の地主・ブローカー・土地支配人があったら、その氏名と事実を組合本部へ報告してください。

○来る四月の農地委員選挙には民主的正義の行動をする人物を選ぶべきで、封建的な、且那サン顔して他人の迷惑など念頭に置かない、我利我利思想の強い人物は選挙しない事といたしましょう。（要旨）

このチラシに應ずるかのようには但馬各地から地主の不法農地取上げの報告がもたらされ、兵庫県農民組合但馬連合会は二十一年三月二十五日付で問題の地主あてに小作地の取上げ中止を要請し、場合によっては「其筋へ手続ヲ執ル」ことを警告した。

四月二十四日にも兵庫県知事岸田幸雄あてに、地主の不法行為に対して警察が微温的態度であるとして善処方を陳情している。また同月二十八日、農林大臣あてに地主の農地不法取上げ対策や、農地関係法の再改正について善処方を陳情したが、陳情者名は「日本農民組合兵庫県聯合会但馬支部本部」とある。名称が目まぐるしく変わるのは、日農―県連―但馬支部または但馬連合会―各町農民組合となる系列化が、四月までに進行していたからと思われる。二十一年初頭の豊岡町農民組合趣意書には、

「……吾等ハスル不行為ヲ敢エテスル惡徳地主ニ対シテ断乎トシテ之ヲ糺弾スルモノデアル。然シナガラ吾等ハ地主ト抗争ヲ目的トスル小作団体デハナイ、又ハ選挙ノ母体トナルトナレベキ政治団体デハナイ。正義ト民主々義ヲ基幹トスル相互同志ノ直結ニ依ル純然タル経済的団体デアル」

とあり、ここに豊岡町農民組合の限界がうかがえる。加えて、活動のための資金が乏しくて、強力な大衆運動とはなり得なかった。

北派の農民組合に対して、朝来郡梁瀬町（現山東町）に本拠をおく西日本農民組合のリーダー大泉厳は、部落会長を中心にしたり地主の意見を聞いたりするようなことでは農民革命はできない（『神戸新聞』昭和21）と批判している。

しかし、その大きな組織は但馬各町村の農民運動に大きな波及効果を及ぼしたといえる。

豊岡農民組合は超党派の組織と位置づけているが、北らはやがて社会党を支持、日農但馬連合会（社会党系）所属の各町村農民組合とともに救国米供出運動を展開した。政府の食糧対策の無策を批判して、同志である空腹労働者のために「一合でも一升でも」米を自主的に供出しようというわけである。

共産党系農民  
組合の叢生  
共産党系の農民民主化連盟事務所が豊岡町寺町に設けられたのは、昭和二十一年四月であった。連盟会長に斉藤秀雄・組織部長に本橋文平・専任書記に山田孝一が当たった。

すでに豊岡町を始め但馬内の町村では、農民組合組織が結成されつつあった。斉藤・本橋らは、これら農民組織や未組織グループからの相談や説明会の申込みの応対に追われた。出石郡室埴村の国谷要蔵・五荘村江野の藤本亀雄・引揚者の和田達雄らも加わって活動は活発化した。

日本共産党は、元来「農民運動は農民委員会によらねばならぬ」として、農業会など農業機関の農民管理を唱え、農民組合は時代おくれとしていた。関宮町では、五十一年一月には農民委員会が成立している（『神戸新聞』昭和21・1・27）。しかし、斉藤・本橋らは理想論よりも現実をふまえて、但馬各地に出かけて地主の土地取上げを糾弾し、農民層の組織化を呼びかけた。

二十一年春から二十二年春にかけて五荘・奈佐・内川・奥佐津・関宮・三方・西気・大庭・口大屋・伊佐などの各村、城崎・浜坂の両町始め但馬各町村に農民組合または準備会が組織された（『戦後但馬農民運動史』編纂のための一試論及び資料一）。二十一年十月には第二次農地改革諸法令が公布され、十二月二十日には全国一斉に市町村農地委員会委員選挙が行なわれ、農地改革が本格化し、このための紛争も一層深刻化しつつある時期であった。

日農と全  
農に分裂  
日本農民組合は二十一年二月九日に全国統一された姿で組織され、同兵庫県連合会も同年三月八日に姫路市で結成された。しかし、この県連は同年五月には社会党系と共産党系に分裂した。

但馬では同年三月十七日、谷口長次郎（和田山）・北惣右衛門らの指導で社会党系日本農民組合兵庫県連合会

表173 豊岡市内の  
農民組合  
(昭和23年3月現在)

1. 全国農民組合系

町村名	組合員数
豊岡町	200人
中筋村	160
港村	60

2. 日本農民組合系

豊岡町	60人
中筋村	180
五五奈	55
庄佐村	350

『兵庫県農地改革史』より

但馬支部（二十一年六月ごろから日本農民組合但馬連合会と称している）が組織されたが、共産党系の日本農民組合但馬地区協議会も二十一年中に組織されていた。以後、但馬の町村農民組合は社会党系（日農但馬連合会）か共産党系（日農但馬地区協議会）かの、いずれかの連合体に加盟していた。

この二つの但馬の連合体は二十二年二月八日に統合して、北・富田らは本橋・斉藤・和田・清水・藤本ら共産党系組合役員とともに、三月十六日姫路市本願寺別院で開かれた日農兵庫県連合会第二回大会に出席している。しかし、この第二回大会は共産党系の県連合会であり、但馬以外の地域からは社会党系の農民組合役員は参加していない。この年二月二十八日には県農地委員第一回選挙があり、第二選挙区（西播・但馬・氷上）で北は小作委員五人のうちの一人として当選している。但馬地区で社共一本化の農民組合が必要だった理由は、案外このあたりにあったのではなからうか。

二十三年三月現在、豊岡市域での日農・全農別組織状況は〈表173〉のとおりである。ただし、他に中立系の町村農民組合もあったようである。

二十二年二月の日本農民組合第二回全国大会（社共統一）では平野力三派は退場して、同年七月東京で全国農民組合（以下、「全農」という）を組織、河合義一らの兵庫県連合会は直ちにこの全農に加盟し、県下も日農・全農の二組織に分裂した。二月に日農但馬地区連合協議会として一本化したばかりの但馬でも、豊岡町や新田村の農民組合などの北派は、日農加盟組合とたもとを分かって全農に加わることになった。

日農系組合 日農系農民組合は、農地改革における闘争と併行して、税金闘争も行なった。二十三年三月十日の税金闘争 五日、全但馬農村復興大会と称する集会が開かれて、「農民に対する不当課税絶対反対」「差押

えた追徴金加算税絶対反対」「農民と労働者の団結」を宣言、片桐豊岡税務署長に談判の結果、所得税更正決定・再審査申請などは日農を通じて行なうことを認めるなどの覚書を獲得し、県下最初の団体交渉の「成果をあげ」た(『神戸新聞』昭和23・3・16(18))。

その後、五庄村長甲斐中文治郎は北但三郡町村長代表として淡路方面の所得税調査を行ない、反当所得に対する但馬の高率査定(城崎郡の反当平均収量二石一斗六升三合・三原郡三石六斗二升七合に対する査定は最高反当所得日高町三八〇〇円・三原郡三二〇〇円)を豊岡税務署に抗議した。これら反税運動の結果、「各町村ごとに個人の所得税異議申立書を四月六日までに税務署に提出、税務署ではこれをたずさえて町村ごとに生まれる税務対策協議会に臨席し、この席で公正な再審査を行なう」ことになった(『神戸新聞』昭和23・4・2)。

二十四年一月二十三日に行なわれた第二十四回総選挙では、日農但馬地区連合会は兵庫県第五区共産党公認斉藤秀雄(豊岡町)を推して戦い、敗れたとはいえ一八七六〇票を獲得した。

## 第二節 農地改革と農村の民主化

農地改革 戦後のわが国の三大経済改革といわれるものは、財閥解体・労働解放・農地改革である。

革前史 古来、わが国の農業は米作中心の農業であるが、そこには「地主」が生まれ、明治維新以後も

資本主義体制の中で高率の現物小作料による地主制度が存続した。この地主制を排除して、耕作農民による農村の新生を計ろうとしたのが「農地改革」である。

この「農地改革」前史といえるものは、大正末期から始まっていた。第一次大戦後の不況による離村をくい止め、激増する小作争議にも対処するためには『小作調停法』とともに自作農の維持創設が必要であるとして、大正十五年五月には『自作農創設維持補助規則』が、十三年四月には『農地調整法』が制定され、各市町村には農地委員会も設けられて、自作農創設事業の推進が計られた。

しかし、この制度はあくまで小作地を時価で小作人に売却するというものであり、地主助成的な意味の強いものであった。それでも、これによって当地方でも「自作農創設」に多少の効用があったことは認めなければならぬ。『兵庫農地改革史』によると戦前において豊岡市域で一二二人が二三町七反五畝の自作地を入手している。

**第一次農地改革** 戦後の農地改革の動きは、昭和二十年十一月二十二日に閣議決定した『農地改革要綱』から始まる。

この要綱にもとづき政府は『農地調整法改正案』として国会に上程した。その骨子は、①不在地主の貸付地の全部と在村地主の三町六反歩をこえる貸付地を五年以内に強制買収、農地買収価格は田は貸賃価格に各地域ごとに定められた倍率を乗じた価格とする（城崎郡 田三四倍・畑三五倍、出石郡 田三九倍・畑三七倍）、②小作料は一石当たり五五円水準で金納とする、③市町村農地委員会を地主・自作農・小作農の各階層五人ずつの公選制とする、④耕作権移動を統制する、という内容のものであった。これは地主に対して同情的な内容



ではあったが、GHQの指令を待たずに政府が発議したという点では画期的なことであった。

十二月九日、GHQは『農地改革についての覚書』を発し、日本の民主化のために農地改革を要求した。この覚書によって難航していた審議は促進され、『農地調整法改正案』は国会を通過、翌二十一年二月一日から施行された。これが、第一次農地改革法といわれるものである。

この法案が国会審議にかかるや、当時の城崎郡や出石郡でもさまざまな動きが見られた。地主と小作農との話し合いによって法律で定める価格に上をせする価格で売買しようとする動きや、これに応じない小作農からの土地取上げの動きもあって紛争は各地に発生、この間にブローカーも暗躍した。やがて農民組合運動が活発化する中で、大部分は正常ルートに乗せられた。

この第一次農地改革によって、豊岡市域では四七一人が六四町二反九畝の自作地を入手した。農地改革と称するには、甚だ程遠いものであることが分かる。

**第二次農地改革** 第一次農地改革は不十分なものであった上、地主による農地の取上げや、売り急ぎが全国的に表面化してきたため、GHQは二十一年六月十七日に農地改革についての第二次勧告を行なっ

た。政府は、この勧告にもとづき早速、『自作農創設特別措置法』『農地調整法』の改正案をまとめて、二十一年九月の特別国会に提出した。

その要点は、①在村不耕作地主の土地保有面積は平均一町歩（北海道は四町歩）とし、それ以上は強制買収の対象とする、②自作農の農地所有限度は内地平均三町歩、北海道十二町歩で保有限度以上の農地は国家が買上げ、小作人に売り渡す、③農地委員会の構成を地主三名・自作農二名・小作農五名とする、④小作料は金

表174 旧町村別農地等買収実績表

町村	農地			宅地			建物			牧野採草地			農業用施設その他			報償金		合計	
	面積(A)	件数	金額	面積	件数	金額	数値	件数	金額	面積	件数	金額	面積	件数	金額	件数	金額	件数	金額
豊岡	2,502,315	766	1,687,677.85	7,597.79	164	110,625.00	3	3	34,185.00	-	-	-	-	-	250,925.71	933	2,083,463.56		
新田	1,579,995	432	833,630.29	2,385.00	25	24,202.05	4	1	8,700.00	-	-	-	002	-	48	38,745.52	458	965,268.34	
五荘	1,382,618	612	815,417.88	4,267.29	70	26,238.54	-	-	-	2,201	-	222.22	-	-	-	101,069.48	682	942,960.12	
中筋	1,277,696	502	951,639.68	8,263.32	128	59,551.91	-	-	-	-	-	-	2,027	1	155.58	118,573.31	631	1,129,920.88	
奈佐	598,811	344	394,992.48	5,353.79	85	33,208.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77,131.30	429	565,449.93	
港	396,417	308	190,306.42	1,552.00	-	7,261.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46,159.91	308	243,798.51	
神美	3,208,016	808	2,255,563.97	13,763.84	197	81,106.40	-	-	-	63,526	58	6,620.21	-	-	-	150,891.55	1,063	2,494,185.13	
計	10,945,848	3,772	7,129,301.27	44,177.03	669	342,311.23	7	4	42,885.00	65,727	58	6,842.43	2,029	1	156.46	783,557.78	4,504	8,365,054.47	

注 『兵庫県農地改革史』による。  
一部、数字の未充足がある。

納として、その最高額を決め小作契約は文書による、⑤土地の買上げ価格は第一次のときと同じとするが地主には農地証券で支払う、⑥実施期間は二ケ年とする、というのであった。この二法案は国会を通過して、二十一年十月二十一日公布された(『農地改革顛末概要』他)。

この農地改革二法に基づき、県に農地部が、各市町村には農地委員会が設けられた。

二十一年十二月二十三日、県下一斉に各市町村ごとに農地委員選挙が行なわれた。実際には二十二年三月三十一日付で第一回の買収・売渡しが始まり、同年十二月から翌年三月の第四回から第六回でピークを迎えるが、それでも事務に手間どり、当初予定された二ケ年では完了せず、二十七年ごろまで買収・売渡しが続けられた。

農地の解放面積は、全市域(一部が出石町に合併した旧神美村を含み、上佐野を含まない。以下同じ)で一〇九四町歩(一町は約一畝)に達し、地域別では旧神美村の三二〇町歩が最大で旧豊岡町の二五〇町歩がこれに続く。解放面積の少ないのは港地区で三九・六町歩、次に少ないのが奈佐地区の五九・八町歩であるが、これらは「一九五〇年農業センサス」の経営耕地面積の大小と正比例する(表175)。地区

別経営耕地面積との対比では、解放面積がその五四・四割に達するのが旧新田村、次いで四九・九割が旧神美村、三九・九割が旧五荘村、三六・九割が旧中筋村であることによって、従来の地主層の耕地占有率を推察することができるであろう。宅地の解放も、全市域で四万四一七七坪（約十四町七反）に達している（表174）。

表175 経営耕地面積と農地買収面積の比較

町村名	1950農業セ ンサス経営 耕地面積 (A)	農地買収 面積 (B)	B A
	町	町	%
豊岡町	761.93	250.23	32.8
五荘村	369.48	138.26	37.4
新田村	303.92	157.99	51.9
中筋村	363.14	127.76	35.2
奈佐村	253.63	59.88	23.6
港 村	194.37	39.64	20.4
神美村	678.92	320.80	47.25
計	2,925.39	1,094.56	37.42

表176 農地改革による自作・小作地面積の変化

『農地開放実績集計表』より

		豊岡町	五荘村	新田村	中筋村	計	計比
		町					%
1	自作地	410.0	232.0	176.8	195.3	1,014.1	55.9
	小作地	302.5	171.5	170.0	154.8	798.8	44.1
	計	712.5	403.4	346.8	350.1	1,812.9	100
売渡面積		243.6	133.4	156.2	126.7	659.9	
2	自作地	632.7	362.8	326.3	321.0	1,642.8	91.1
	小作地	76.6	40.6	15.4	28.0	160.6	8.9
	計	709.3	403.4	342.7	349.0	1,803.4	100

注 (1)は昭和20年11月23日現在  
(2)は昭和25年8月1日現在

農地を買収された地主は、在村地主中五反未満の解放地主が六八七人のうち四四七人で全体の六五割、五反以上一町までの解放地主が十九割を占める。一町歩以上の解放地主は約十六割を占めるが、これは県内ではやや高率であり、それだけ大地主が多く存在したといえる。

二十年十一月二十三日現在、合併旧四町村での小作面積は七九八・八町歩で農地面積の四四割を占めていたのが、解放後の二十五年八月一日現在では一六〇町六反（農地面積の八・九割）に減少して、多くの小作農民が高率小作料から解放されて自作農民として自立していったことを示している（表176）。

表 177 農地解放者一覧表

田鶴野		三江		豊					岡					地区								
氏名		氏名		氏名					氏名					田畑	解放面積							
遺藤武三	三〇九畝	中具和夫	二〇六三	滝野基	六六一畝	前田喜代次	二〇六三	尾崎真之助	二一四二	古川一郎	五七一三	和垣善造	二五三三	小崎繁富	三〇二七	西垣博	二六四畝	帯雲寺	二六七畝			宅地原野など 反畝歩
養源寺	三一四疋																					
長田俊夫	四三三六																					
瀧田清兵衛	三八〇畝																					
西垣勘次郎	三六四畝																					
石田長太郎	五四一三																					
石田嘉作	九七八畝																					九・三 一・〇
石田貞三	二四七三																					
今井直保	二五七五																					
沖野源太郎	五九二六																					
関岡隆男	二七〇三																					
橋本久治郎	二九五畝																					
小田忠夫	二二三三																					
佐川恒太郎	六六四三																					
八・五																						

神美	奈				佐			中							筋	新田										
井上和一	赤木正雄	赤木蘇夫二	藤本政之助	立脇貞蔵	水島忠兵衛	小西真八	小西美好	水島仁平治	門間十一郎	森垣松夫	森垣治太郎	長尾寛一	藤井伊右衛門	今井一雄	今井正長	上田嘉男	小西良吉	二位新之助	田中不器一郎	松本菊太郎	雲澤寺	平尾勝	岡本会一	二〇五五	五八〇元	
	三三〇元	二二〇元	四〇〇元	二九〇元	九八二元	三一九元	三六九元	九一六元	二三六元	七〇三元	二八六元	二九九元	二〇七元	五九〇元	九九五元	二八二元	二四五元	二二六元	二二六元	二一〇元	三五八元	二八三元	二九四元			

農地改革の成果

しかし、この農地改革によって小農経営者が完全に自立できたかといえ、それは程遠いことであった。豊岡市域の全体では、昭和十年の場合五反未満の耕地経営農家は五八・一割であったものが、「二十五年農業センサス」によると三三・八割に減少し、五反以上一町歩の経営者は十年の二三・九割から二十五年四七・五割に増加しているが、戦前は一二五戸（三・二割）だった三町歩以上の経営者は、一戸もなくなっている。しかし、総じて言えることは、五反未

第四章 戦後の農業と水産業

新 田				五 荘				田 鶴 野																
永川進	森垣秀一	北垣清太夫	松井市郎右衛門	西堂茂	江本晋	根岸五郎兵衛	長谷川一夫	安井岡右衛門	三角五郎左衛門	佐伯善兵衛	北村助四郎	伊原章子	森垣禎人	大江三郎	岡田惣右衛門	加藤美代三	佐伯昌	深田与右衛門	佐伯重郎右衛門	嶋田幸雄	岩本匡夫	長松寺	岡信興	
二六二	三一八	四三二	二五四	二八四	五三四	四九三	二一九	三一〇	二五二	四九二	三一五	三五六	二四八	二五三	二五三	四二二	四四一	三二八	二七九	三〇三	二七八	三一八	二六六	三〇四
								七・六									二・元	二・元				一・七・毛		

注1. 兵庫県農地解放者同盟が、昭和37年ころ作成した解放農地貸借価格調査票によつた。したがって、旧三江村・旧八条村及び解放後但馬地方から離れた人・未申請者など表中に含まれていない場合がある。

2. 2町歩以上の解放者を取上げた。

神		美	
平尾源太夫	三五四四	森治右衛門	三一七毛
柴木源造	二二七毛	平尾学治郎	三三九毛
岡崎正名	一九七毛	平尾孝	三七一毛
加藤忠雄	五・一八毛	平尾源作	三三一毛
柳澤惣三郎	二〇八毛	田井和男	二一七毛
松本伊右衛門	二九八毛	佐々木又兵衛	二〇三毛
田辺吉左衛門	五〇一毛	太田源一郎	二八〇毛
山崎泰輔	二六五毛	田邊藤夫	八一三毛
瀬藤善太夫	元一八毛	岡崎治恒	二七八毛
加藤源三郎	二〇八毛	田邊善太夫	元一八毛
柳澤忠雄	五・一八毛	山崎泰輔	二六五毛
加藤正名	一九七毛	田辺吉左衛門	五〇一毛
柴木源造	二二七毛	松本伊右衛門	二九八毛
平尾源太夫	三五四四	柳澤惣三郎	二〇八毛
	四・七・三	松本伊右衛門	二九八毛
	二・元	田辺吉左衛門	五〇一毛
	五・五・三	山崎泰輔	二六五毛
	五・五・三	瀬藤善太夫	元一八毛
	二・二・〇	加藤源三郎	二〇八毛
	一・七・四	柳澤忠雄	五・一八毛
		加藤正名	一九七毛
		柴木源造	二二七毛
		平尾源太夫	三五四四

満の零細農家が少し減って五反から一町歩の農家が倍増したといふものの、経営規模からいって零細性を脱却したとはいえず、これら零細経営者が再び土地を失って小作人に転落する危険があった。これを防止するために兵庫県では二十五年十月、「自作農創設維持資金融通制度」を実施した。折角解放を受けても、それを転売して非農家となったり、京阪神に転出して商人になったりした例は随所に見られる。

この農地改革によって小作人の大部分が自作農となり、

「土地所有者」となって、当初社会主義的な農民組合運動に活発に参加していた者までが「地主」意識を抱き、農民の多くが保守化した。一方、過重な小作料から解放されて自作農となった農民が、生産意欲を高めて米の増産に努め、戦後の食糧危機をやわらげたことは、当時としては大きな社会的貢献であったといえよう。

農地改革による矛盾や悲劇も、豊岡市域でも随所に見られた。小地主で軍隊に入り、徴用されたりして、やむなく小作に出していた良田を解放させられたり（五荘村）、出稼ぎのつもりで他都市へ就職していたが帰郷しても農地返還の異議は認められなかったり（各地）、不在地主でないこととするために息子一人を郷里の生家に在籍させ、そこから大学に在学していると「名目」を通そうとして、農業委員会が認めなかった例（奈佐村）もあった。旧地主層で没落の運命をたどる家は少なくなかったし、小作農民で働き手の戦死などで小作地を早くから返上して、売渡しを受け得なかった例なども生じた。買上げの認定基準についても町村によって多少の相違があり、豊岡町域では町の通りに面して明らかに宅地化していた土地を、戦争中の食糧増産のために畑地化していたものは解放から除く措置がとられた。

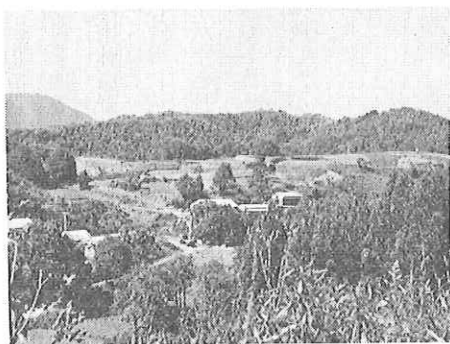
#### 農地補償

農地の買収価格は、昭和二十一年以来、二十五年七月までは、田は賃貸価格の四〇倍・畑は四八倍と固定されていて、二十年十一月ごろにおける農地売買実勢価格より少々安い価格という程度であった。解放地主へは、反当三〇〇円から六〇〇円（畑は一八〇円から三〇〇円）の報償金が農林省から支給されていたが、そのころから襲ったインフレーションによって貨幣価値が急下落したため、地主には土地を「取り上げられた」に等しい結果になった。

しかも、売渡された土地も自由に販売が許されることになって、およそ一〇〇〇〇円で買受けた田が豊岡市街



写268 被買取農地の給付金にあてた国債



写269 伊賀谷高原開拓地の現況

周辺では宅地として三〇万円から一〇〇万円で売買される事態が生じた。農地規制によって農民以外の農地取得ができないでいたのが、高度経済成長による土地需要の拡大によってこの規制が崩れてきたためであるが、我慢ならないのは旧地主であった。兵庫県下でも農地解放者同盟が結成され、豊岡市及び城崎郡・出石郡に支部が生まれて、近畿農政局や農林省に対して開放農地買収見直しの運動が展開された。その結果、四十年五月に『農地被買収者に対する給付金の支給に関する法律』が可決された。

給付額は解放面積ごとに、一反未満は一率一万円・一町まで反当二万円・一〜二町は反当一万円・二〜三町は反当六〇〇〇円・三町以上は反当二〇〇〇〇円と通減して一〇〇万円（三五町歩分）を限度とし、大口解放地

主にとっては「すずめの涙」程度という結果であった。それも原則として一〇ヶ年賦償還・無利子の国債で支給された。

伊賀谷 戦地の引  
開拓団 揚者や戦

災者を帰農させるために、農林省は京都農地事務局豊岡開拓事務所を開設、

但馬内の開拓適地を調査した。その適地のひとつが旧五荘村伊賀谷地区の上野地区約四〇町歩で、熔岩台地の高原である。二十三年一月には、県知事から五荘村農地委員会に買取協力依頼状が出された。

二十四年二月には伊賀谷及び岩熊各地区所有の山林原野を始め、七人の個人所有の土地が買取されて、長野県の下伊那郡神稲村からの六家族の入植者にほぼ平等に売渡された。二十五年には入植し、谷間には米を、高原には桃などが植えられた（解放面積は昭和三十八年七月現在で二六ヘクタール）。

当初は竹藪と灌木の荒地の開墾に涙ぐましい努力が払われたというし、これに耐えられず離村した人もあった。結局、現在三戸の農家が残り、果樹栽培は失敗したが、酪農及び養豚経営が続けられている。

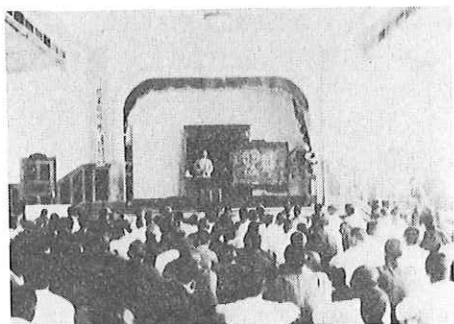
### 第三節 変貌する農村

米供出制度から 昭和二十五年に起きた朝鮮動乱によって、海をへだてて隣接する日本には特需景気が生まれ、  
 予約買付制度へ 日本経済の復興が進んだ。

一方では、この戦争は国内の食糧不安をかきたて、食糧の増産に拍車がかかった。戦後押さえられていた米価も昭和二十六年産米から引上げられ、各種の奨励金を加えると、二十八年には一石（約一五〇グラム）当たり一万円（名目八二〇〇円）米価が成立した。

各町村の農会には、戦前から農会職員である農業技術員を一名ずつ設置して、米つくりや農薬使用法の技術指導に当たっていたが、二十五年からは県費職員である農業改良普及員若干名及び生活改良普及員一名が配置





写270 農業夏期大学講座「蔬菜栽培について」  
(県立豊岡農業高校)

されて市役所に駐在した。二十六年から三十二年まで毎年八月に二日間、富民協会と豊岡市共催の農業夏期大学講座が豊岡農業高校講堂で開かれ、但馬地方から一五〇〜三〇〇人の農民が集まって講義を聞いた。二十六年十二月には豊岡市主催の農工産品展示会、二十八年三月にも多収穫競進会褒賞式及び講話会が豊岡小学校講堂で開かれている。これらの催しは、食糧増産はもとより家畜・果樹など、より範囲の広い農業経営の可能性を模索するものであった。

三十年と三十一年、わが国では神武景気と呼ばれる好景気が到来し、重化学部門を筆頭に各企業の大規模投資や臨海工業都市づくりが始まった。

三十年の秋は、米づくりは全国的に史上空前といわれる豊作で、豊岡地方も例外ではなく、以後は食糧の安定供給状態が続いた。稲作技術が向上した上、肥料・農薬などが需要に応じて出廻る状態になったからである。

三十年五月、米の事前割当供出制度が廃止されて予約買付制度に変わった。さらに三十六年からは予約売渡申込制度と変わり、米の管理体制下において供出完了後は自主流通米という名で農協を通じて販売することができるようになった。

このころから、米の管理制度撤廃に強く反対するようになったのは、農民側であった。管理制度下では政府買上げ価格は保証されているが、

表178 豊岡市内農家戸数及び経営耕地面積

年次	農家総数	専業		第1種兼業		第2種兼業		経営耕地面積	
		戸数	%	戸数	%	戸数	%	面積	1戸当たり
昭和25	3,362	1,520	45.0	1,208	36.0	634	19.0	神美村と上佐野を除く。	
30	3,203	692	22.0	1,722	54.0	789	24.0		
35	3,631	1,008	27.8	1,352	37.2	1,271	35.0	神美地区と上佐野を含む。	
40	3,339	441	13.2	1,452	43.5	1,446	43.3	2,530ha	69.7 <sup>a</sup>
45	3,137	243	7.8	1,174	37.4	1,720	54.8	2,422	72.5
50	2,929	179	6.1	583	19.9	2,167	74.0	2,292	73.1
55	2,777	195	7.0	393	14.2	2,189	78.8	2,117	72.3
								1,985	71.5

新農村建設事業と農業青年研修所  
 昭和三十一年四月、国の新農村建設事業が始まった。貿易自由化体制への日本農業の対応が迫られ始めた時期であり、国際競争に伍しうる農業をめざして、その基盤づくりをしようとする事業である。ただし、その担い手としては個別農家が多量に零細であるとして、集落や旧村から

自由販売ともなれば米価維持が困難となることは明らかといえるからである。

一方では、米の品質改良と売れる米をめざして三十年十二月には但馬労働会館で但馬米改良大会が開かれ、三十三年十二月には「但馬米声発揚」と名をかえて大会が開かれた。

量産よりも良質の米を、しかもコストの安いものをと、需要者の要求が変わって来たためである。

兼業の農家  
 昭和三十年代からは農家所得と商工業者所得差は次第に家の急増 開いて、専業農家が減り兼業農家が急増した。

二十五年から四十年の間に農家、特に専業農家が激減し兼業農家、それも第二種兼業農家が急増している。農業従事者も減少の一途をたどり、農業のみの従事者は女性が増えてくる。

このころから、いわゆる「三ちゃん農業」という経営が軒なみに始まるのである(表178)。

の農家集団を単位に、適地適作の換金作物の導入を計ろうとしたのであった。

豊岡市では、中筋農協の野菜共同出荷場、辻部落の果樹園二畝、目坂の林道五三二畝、江野・森津・野垣・辻・栃江及び奈佐農協の共同作業場が三〇五割の国の補助金を得て建設された。しかし、このとき建設された大事業は、何と云っても豊岡市立農業青年研修所であった。研修所は農業後継者をして新しい農業技術や経営を身につけさせることを目的として三十三年三月に起工し、八月十一日に竣工した。水田九反二〇歩（約九〇〇〇平方畝）・畑五反一〇歩（約五〇〇〇平方畝）も購入され、実験的米づくりが行なわれ、畑にはタバコやモモが植えられ山羊・ニワトリ・兎も飼育され、やがて豚もメス二頭・オス一頭が種豚用に飼育された。八月や十二月の農閑期には「水田多作経営」とか「秋冬作物栽培」など営農講座が年に一〇回前後開かれ、一泊二日の技術体験研修会や婦人研修会も行なわれた。

しかし、農事試験場の機能を果たすには内容が貧弱で、研修会や講座用には田畑保持の意味が乏しく、同種の施設として県立但馬文教府が三十八年十一月に完成後、四十二年三月十一日に廃止された。

**自立農家と構** 三十六年六月には『農業基本法』が施行され、十一月には農業構造改善事業への国の大幅な**造改善事業** 補助金支出方針が決まった。

三十五年から政府の「所得倍増計画」が進められる中で農業構造改善事業は、中規模以上の「自立農家」の育成に焦点をあてた。これは年々拡大しつつある農業と工業の生産性と所得格差の是正、それに消費構造の変化に対応するためのモデルケースたらしめようとするものであった。

三十年代から市内各地で盛んになった土地改良事業が一層促進され、三〇アール区画の圃場に整理されるよ

うになるのも、構造改善事業以後である。

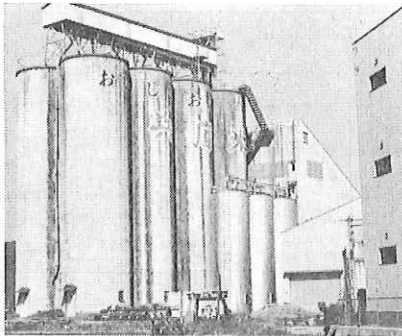
すでに三十五年二月には農村自立運動のパイロット地区として、野上・栃江・木内・辻・森尾が指定されて、各地区から五、六人の若者が選抜されてリーダー養成が進められた。

講座のねらいは、各地区で協業化を進める中で、「商品性の高い単一の農産物に地域の農業生産を特化し、生産性向上を計る」ものであった。そして、その「基幹作物」が豊岡市のパイロット地区の場合、果樹（ナシ・モモ）であった。

さらに四十二年には市内で二九〇戸の自立農家を指定して一月・三月・四月・七月・八月・十一月・十二月に毎回二日の研修会が開かれた。このように「家族農業経営の発展と自立経営の育成を計る」（『農業基本法』第十五条）ために農民の意識改革を求める一方で、国は補助金を支出して豊岡市農協にニワトリ育雛所（九日市下町）・大型糶乾燥調整施設（三坂）・鶏糞乾燥施設（宮井）を建設させ、宮井愛農養鶏組合の鶏舎建設・赤石及び土淵の農機利用組合のトラクター購入を助成した。

これと併行して、大型農機具の活用のための三〇アール単位の圃場整備が、三十八年から清冷寺地区で、四十年に赤石地区で、四十一年に土淵地区で進められ、その後も各地で圃場整備（土地改良事業）が促進されるようになった。

昭和三十年代前半で養蚕が衰退し、和牛も農耕用としての機能を失い、耕耘機がこれに代わる。養鶏も四十年代の中ごろから衰退し始めた。庭先飼育や一〇〇〇羽未満の箱飼い養鶏では、大型企業家養鶏に太刀打ちできなくなったのである。



写271 豊岡農協のカントリーエレベーター

四十年代からは国民生活内容が著しく向上・変化し、物の価値観も急変して行く時代で、このため構造改善事業による施設も、いち早く廃止に追い込まれたものも少なくなかった。

#### 第二次構造改善事業

すでに四十五年からは、稲作減反を含む総合農政の推進と米価抑制が強調される中で、第二次農業構造改善事業が進められた。一つには大型農業近代化施設の比重を増すとともに、二つには自立経営農家育成をねらいとして農地流動化などを進めるためである。

豊岡市農協が四十七年に木内に建設した籾の大規模乾燥調整貯蔵施設（カントリーエレベーター。収容能力二〇〇〇トン）や、翌四十八年に同地に設置した大規模共同育苗施設（一〇〇ヘクタール用）、五十一年に増設した貯蔵乾燥ビン（二二〇〇トン）などが、第一の側面である。さらに五十四年から五十六年の三ヶ年事業で行な

われた加陽地区新農業構造改善事業や、五十五年から実施中の県営六方地区土地改良事業などが、その延長線上にあるといえよう。

第二の側面は農用地高度利用促進事業や地域農政総合推進事業として進められている新しい村づくり運動（営農集団活動・小作料標準化奨励・コミュニティづくりなど）や四十六年から始まった農業者年金制度などがあげられよう。

**土地改良事業** 昭和二十四年六月、従来の『耕地整理法』と『水利組合法』に代わって『土地改良法』が公布され、土地改良事業

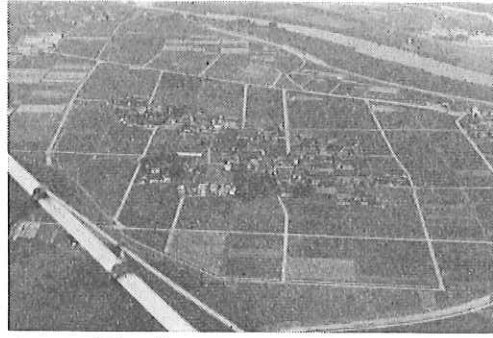
業は国と都道府県または土地改良区の経営によって施行されることにな

表179 戦後の土地改良事業

名 称	組員数	地 域 面 積 (耕作面積)	設 立 お よ び 工 事 期 間	事 業 内 容	圃場の 標準区かく
今森・江本	88	19.3 ha	昭和 26.2~27.4	圃場整備	10
荒 原	118	64.6	26~29 33	耕地整理 60HPと30HP排水ポンプ設置	10
中 筋	423	307.0	35ころ	水路改修(伏以北約800m)	
法 花 寺	41	農道3000m <sup>2</sup> 頭首工3ヶ所	28~29	農道整備及び頭首工	
河谷・中谷	86	20.3	28~30	圃場整備	10
田鶴野東部 金剛寺川~赤石	252	118.0	30.12.14~ 32.5.31	排水事業 ポンプ110HP 2台	
下 加 陽		3.0	30	圃場整備	10
城 南 赤米町と九日市下町	76	21.5	32~33	圃場整備	10
中郷開田 今森・江本	50	13.0	35.10~36.10	ク 用排水路改修	10
(県単)	108		37.10~38.6	(受益耕地36.7ha)	
江 本 (県営)	40	8.3 (7.6)	38.10~42.11	区画整理	
新田地区	678	398.0	37.11.6 44.4.21	頭首工	
		巾 高さ 30m×1.6m		用水路 W2.3m~3.5m	
		総延長 5,360m		排水路 W1.2m~4.1m	
		5,188m		排水機場 (排水量1.51m <sup>3</sup> /秒) (排水量0.43m <sup>3</sup> /秒)	
		排水ポンプ2台 1台			
赤 石	36	28.5	40~43	圃場整備、客土	30
土 湊	109	43.0 (41.7)	41.11~43.1	圃場整備と給排水	30
八 条	125	25町歩	42.12~44.3	圃場整備と給排水	10
円山川右岸	113	27.0 (24.5)	43.11~45.3	圃場整備と給排水	10
庄	47	11.48 (10.98)	43.11~48.5	圃場整備と給排水	18
中筋北部	207	83.0 (77.3)	44.10~45.6	圃場整備	40
三 江	175	63.3 (63.5)	45.7~48.3	圃場整備と給排水	

第四章 戦後の農業と水産業

いづち	36	7.3 (6.25)	46.1~48.6	圃場整備と給排水	18
氣比・畑上	152	41.8 (39.1)	46.4~48.3	圃場整備	30
法花寺	57	7.2	49.6~47.6	圃場整備 換地(市単)	18
下鶴井	111	54.5	認可 47.7~51.3	圃場整備	30
内町	34	13.5 (15.1)	49.8~52.3	圃場整備	21
穴見谷	115	52.5	48.8~50.	圃場整備	21
引野	95	48.5 (42.6)	49.9~53.4	圃場整備と給排水	30
宮井	43	13.8	50.9~54.3	圃場整備と給排水	30
下宮	42	6.8	52.10~55.1	圃場整備と暗渠排水	21
三原 共同施行	19	15.2 (12.5)	52.7~56.6	圃場整備と給排水	30
中郷	47	12.0 (11.2)	52.10~54.8	農道整備と圃場整備	30
加陽	115	37.0 (30.5)	54.8~56.3	圃場整備と給排水	30
辻 共同施行 (県営)	40	10.9 (10.3)	53.7~55.3	圃場整備と給排水	21
荒原地区	118	63.0	54~60	客土、パイプライン給水	30
田鶴野東部 (2町基岩まで)	252	148.8 (148.8)	54.4.1~ 63の見込み	排水	30
金剛寺	52	20.6 (15.8)	54.8~58.3	圃場整備	30
辻 共同施行 (県営)	17	7.1 372.0	55.9~56	圃場整備	21
六方地区			55~62の見込み	圃場整備	
小島	32	(54.5)	58~59	圃場整備	21
野上	85	39.8 (40.0)	57.7~62の予定	圃場整備と給排水	30
市谷	32	7.4 (7.0)	57.8~59.8	圃場整備と暗渠排水	30
福江	151	栃江 25.1 福田 24.8	58.4~63.3の予定	圃場整備と給排水	30
中佐	126	48.0	55~61の見込み	圃場整備と給排水	21
目坂	25	8.3 (6.4)	55.10~57.3	圃場整備	21



写272 新農業構造改善事業で整備された加陽地区

った。

豊岡市周辺で早い時期に手がけられた土地改良事業は、二十年代後半に施行された「今森・江本」「荒原」「河谷・中谷」の各土地改良区の区画整理で、「今森・江本」の事業は農地解放で自作農となった農民たちが主体となっていて早く取組んだ区画整理であり、交換分合であったことで画期的であった。「荒原」「河谷・中谷」は穴見川及び六方川の改修工事がからんでの土地改良であり、ことに荒原では河川用地を関係地主の共同減歩でまかなったことが特徴的であった。

三十年代の事業は、「田鶴野東部」や「新田井堰」のように、用排水路の改修や排水ポンプの設置が主要なものであり、比較的大規模の区画整備は「城南」の二一・五畝といえるが、これは旧円山川堤防の切下げという差しせまった外因があつたことであつた。

三十六年には国は土地改良事業中、従来の区画整備事業を圃場整備事業と名を改めた。機械化農業時代に即応して「区画」整備だけでなく、「圃場条件」を整備しようとするものであつた。市内でも四十年代になって、トラクターや田植機・コンバインなど耕作・田植・稲刈用機械類の使用と、農業構造改善事業方針のテコ入れによって本格的な圃場整備と給排水事業が促進されることとなり、前述のように圃場の標準区画は三〇アール（従来は一〇アール）となつた。



五十年代になると、国の財政引きしめのため土地改良事業も年々の事業量は圧縮されながら、かつ稲作減反政策とかかわりながら、国土利用計画に沿って食糧の安定供給という長期展望の下に圃場整備が進められている。この中で特徴的な二つの事業が進行していて、一つは五十四年から五十六年の三ヶ年で行なわれた加陽地区での三〇・五畝の圃場整備事業で、集落センターや農村広場づくり・集落内の道路や下水路整備などの生活環境整備、それに野菜農場への配管や和牛農家への畜舎建築助成などと併行して新農業構造改善事業の農村総合整備モデル事業として施行された。

二つ目は、五十四年から六十二年までの計画で進められてきた荒原地区（五十八年に完了）と六方地区の二ヶ所の県営圃場整備事業で、敷設されようとする広域農道一号・二号線と表裏一体となって進められている。

#### 第四節 豊岡市農業協同組合

農業会か 第二次世界大戦末期の昭和十九年三月から四月に各町村に農業会が設立されていたことは既に農協へ のとおりであるが、この農業会は供出・配給など統制を任務とし、戦争協力のため独占的地位を与えられた農村体制であった。そのため終戦の年の二十年十二月九日、GHQが発した『農地改革に関する覚書』の中で、「非農民的勢力に支配されず、かつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とする農村協同組合運動の助成の奨励計画」を進めるよう指示した。

二十二年十一月、『農業協同組合法』が公布され、この法にもとづいてすべての農業会は、翌二十三年八月



写273 新円切替えにともない証紙貼付した拾円札と貯金通帳

十四日まで解散することが強制された。しかし、この間、戦後の農業会は民主・平和を目的に衣替えしつつ、食糧確保のために町村と一体となって供米運動につとめ、インフレの進行に対応しては預貯金の封鎖・新円切換えにたずさわり、通貨引締めを計った。

農業協同組合（以下、「農協」という）は形の上では農業会と別のものであるが、実際上は農業会の構成員・財産・事業方式をそのまま受け継ぐ形で設立されたものといえよう（『兵庫県農協三十年抄史』）。豊岡市域では、港農協が二十三年三月十二日に設立総会を開催したのを皮切りに、四月に豊岡と五荘・五月に中筋・六月に新田・七月に田鶴野・八月に奈佐と

神美の各農協が設立された。

設立当時の各町村農協は、戦後のインフレと農民の疲弊の中で不振に苦しみ、さらに二十四年三月からのドッジライン（GHQの金融顧問として来日したJ・ドッジ公使は、超均衡予算の実施・税制改革・開放経済体制への移行など経済安定九原則を勧告、吉田内閣はその実施に当たった。この実施はインフレの収束には効果はあったが、金づまりや失業などの不況を一時的にもたらした）による不況によって多くの農協は預貯金を減らした。ことに二十五年六月、肥料統制が撤廃されたところから諸物資も出廻り始め、仕入れれば売れるという時期は過ぎ、不良在庫の増加などによって経営不振に陥る農協が増えてきた。市内でも二十八年に五荘農協が不良購売品をかかえて、また三十三年には新田農協が不良貸付を原因として、それぞれ再建整備特別処置法の

適用をうけ、人員整理や経営刷新を行なって、五荘農協は三十五年に、新田農協は三十六年に再建した。

**豊岡市農協の誕生** 豊岡全市一農協の構想は、三十二年神美村穴見谷地域が豊岡市に分村合併したところから関係者の話題となっていたが、三十五年八月まず田鶴野農協が豊岡農協と合併した。三十六年『農協

合併助成法』が公布され、同年十月市内の農協は兵庫県と豊岡市から合併について勸奨を受け、その機運が高まった。

市内七農協（豊岡・五荘・新田・中筋・奈佐・神美・港）では直ちに合併研究会が結成され、討議・検討を重ねられた結果、港農協だけは地理的条件などで見送られることになった。残り六農協は三十八年八月二十三日、一斉に臨時総会を開いてそれぞれ合併決議を行ない、十月一日をもって豊岡市農協が誕生した。組合員三七七人・出資金二七六一万円、本所は宵田町（現中央町一七一八、但馬信用金庫本店のところ）、当時兵庫県で二番目の規模を誇る大農協であった。

十月十七日には第一回役員会を開き、組合長友田信一・専務小国順吉・常務には従前の単位農協組合長（尾形武一・小山佐三・森長博・立協孝・平田敏三郎・河崎丁逸）を互選し、八条・田鶴野・三江を始め従前の各村九ヶ所に支所を置いた。

**合併後** 市内農協は永楽通（現中央町）に所有していた豊岡共同農業倉庫を合併前に北但青果市場に転売していたが、合併後の三十九年九月に農業構造改善事業による国庫補助金を得て、三坂（現弥栄町）に新しい共同農業倉庫を建てた。

四十二年六月には、構造改善国庫補助金を得て有線放送電話四〇〇回線の業務を開始した。

四十四年十一月には、立野町の旧立野橋詰の廃川敷に建設を進めていた但馬農協会館が完成して、本所をここに移した。この会館には兵庫農協中央会但馬支所・兵庫県信用農協組合連合会豊岡支所・兵庫県経済農業協同組合連合会但馬支所・兵庫県共済農協連合会豊岡支所が入居、名実ともに但馬地方の農協中枢機関となった。なお、四十一年以降も農協は、農業構造改善事業による国・県補助金を得て、育雛所・鶏糞乾燥施設・大型乾乾燥調整施設（カントリーエレベーター）・大規模共同育苗施設・農産物集荷施設（第四章第三節参照）をつぎつぎに建設した。

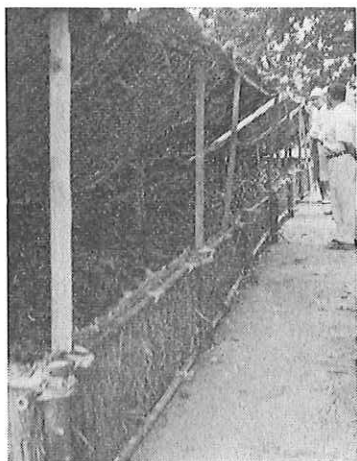
六十年八月には、カントリーエレベーターに隣接して八社宮地区内に「兵庫米」として良質保管のできる低温・常温各二室の農業倉庫が完成した。

そして五十八年四月に、城崎町内川農協を、六十一年四月には港農協及び城崎信用農協を合併した。

## 第五節 戦後の養蚕・畜産・林業

**養蚕業** 豊岡地域の養蚕は終戦によって生産量が激減した。食糧増産が農家の緊要な課題であったとの復活にも、アメリカへの生糸売行き不振が影響したのである。

その養蚕業は、食糧事情が好転する昭和二十三年から上昇傾向をたどり始めるが、二十五年六月に勃発した朝鮮戦争は海外・国内両面から生糸需要を増大させ、養蚕農家にはずみがつき、二十六年には『繭糸価格安定法』が成立して、政府によって繭及び生糸の価格の最低保証がなされることになった。



写274 初秋蚕のこも囲い屋外  
条桑育(氣比。昭和34年)  
(庄・三谷証量氏提供)

このころ、養蚕農家は各地域農協を親組合として養蚕部を結成して結束する。二十七年ごろから桑園増植が奨励されるとともに、稚蚕共同飼育が始まる。それも部落単位の小規模なものから発展して、各地区農協単位に大型の稚蚕共同飼育が行なわれるようになる。二十二年ごろ九日市上町や引野には、大型の稚蚕共同飼育場も建設された。九日市上町には飼育場に隣接して二十三年十月に県立豊岡蚕業指導所が設けられ、この指導所を拠点に県の養蚕技師が市役所や農協にも配置された。この蚕業指導所は三十一年五月に日高町に移った。旧港村でも、氣比に共同飼育場が新設されたのが二十七年ころである。

**屋外条桑育** 屋外条桑育という省力化量産飼育方法がとられるようになったのも昭和二十年代後半からであると桑園改良

共同飼育を経て各戸で飼育するのは三令以降、五令を過ぎて上簇じょうさく(まぶし)に熟蚕を入れて繭をつくらせるこ

と)するまで露地に小屋がけし、土の上で飼育する。しかも、桑の葉が枝にいたままを与える。桑こぎ・桑やり・尻がえが省力化できて、夜も寝られぬほどの婦人の重労働は解放された。一戸で二・五箱〜三箱と引受けて六〇グラム〜九〇グラムの繭を出荷する。春蚕は、五月十日ころ稚蚕飼育をはじめ六月上旬には上簇、中旬には出荷する。そのほかに夏蚕・夏秋蚕が飼われたが、これらは少量であった。

桑園も改良が加えられた。桑園では、立木が刈取られて刈桑として「改良ねずみかえし」、次には「一ノ瀬」が密植栽培されて増産がはかられた。二十八年には五月に晩霜、七月に冷雨などによって桑園は大被害を受けた。三十三年以降は桑園整理が計られ、一方で集団桑園造成に補助金が支出されるようになった。市内でも気比の浜に五〇<sup>ヘクタール</sup>の共同桑園がつくられた。

繭は、各農協単位に集荷されて製糸会社に販売されることになる。このために、農協単位に代表委員一、二人が設けられて製糸会社と折衝することになるが、それまでに繭質を検査するために、集荷された繭のサンプルが日高町弥布にある県立繭検定所に送られ、生糸の量歩合・繭糸長・解じょ率によって検定され、その品位にもとづいて農協単位ごとに繭値が決められた。

蚕種には、国立蚕業試験場のつくり出した日支系・欧支系が多く用いられたが、郡是・片倉・日本製糸などから蚕種を指定して飼育させたものもあった。使用目的による糸の太さ・長さなどの変化が求められたのである。

**養蚕業** 市内の家内養蚕業は昭和三十二年をピーク（養蚕農家は二五九戸・収繭量は三三八五二<sup>キログラム</sup>）に衰退

次第に衰退し始めて、大量飼育の時代に入った。農耕の片手間では採算に合わなくなってきたのである。その上、ナイロン・ポリエステルなどの化学繊維が大量に出廻るとともに、昭和三十九年以降は中国から生糸が輸入され始めて、国内、特に近畿・東海・北陸の養蚕地帯の生産が漸減する。

三十五年まで豊岡市（城崎町を含む）に三人配置されていた県養蚕技術員は三十六年以降一人の配置となり、四十一年からはこれも取止めとなる。そして生産量は四十六年には五〇〇〇<sup>キログラム</sup>を割り、養蚕農家も四三戸と

表180 豊岡市内の養蚕実績

年次	養蚕戸数	掃立卵量	収繭量	桑園面積	備考
	戸	g	kg	反	
昭和25	432	5,690	15,633	—	奈佐・港を含む。
30	303	10,885	30,509	540	
33	280	953.2	30,957	510	
35	189	647	20,929	314	
40	111	402.0	13,762	172	
45	46	198.4	6,379	—	
50	8	80.0	2,454	8	

『兵庫県統計書』より

なり、五十二年には市内で二戸、五十九年には皆無となった。

この間、三十九年五月には豊岡市及び城崎郡養蚕農家を結集して城崎郡養蚕農業協同組合連合会を設立、これが四十一年五月には城崎・出石郡養蚕農業協同組合連合会となった。連合会は、養蚕資材や蚕種の共同購入、飼育の合理化・繭価維持のために製糸会社との調整を計るなどの機能を果たし、五十年八月に兵庫県経済農協連但馬支所に事務を引継いだ。市内で引野に一戸だけとなっていた養蚕農家も五十九年に休止して、豊岡市における長い養蚕の歴史は閉じられた。

### 畜産

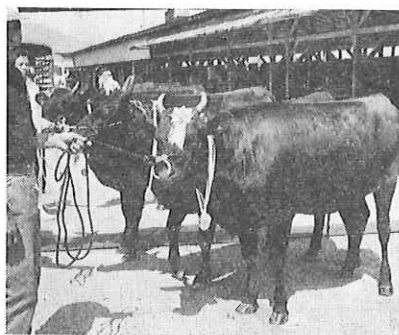
戦後の豊岡地域の和牛は農地解放による自作農の増加に相まって急増し、昭和二十五年には戦前の飼育頭数を超え、

三十二年にそのピークを迎えた。

牛は農耕用として大切な労働力であったとともに、毎年のように生まれ替わる仔牛は、農家にとって魅力のある「換金作物」でもあった。

上陰の城崎・出石郡畜産農協連合会には牛市場があつて、毎年秋には数回のせり市が開催され、最盛期には城崎郡畜産農協連合会の豊岡家畜市場で二一四八頭（城崎郡域を含む）の仔牛が取引きされた。

三十年代を過ぎて化学肥料・自動耕耘機が出廻り始め、加えて仔牛価格の急落と農業労働者の都市流出は農家に急速な牛離れの現象を起こさせた。



写275 昭和58年秋の2歳牛共進会風景  
 (豊岡家畜市場にて)  
 (城崎出石畜産農協連提供)

三十二年には市内で一三四四頭(うち仔牛六〇〇頭)いた牛が、翌三十三年には八四〇頭と一挙に五〇〇頭、四割減となった。四十年代には完全に役牛から肉牛と転換し、農家の庭先一頭飼育から専用畜舎での多頭飼育の時代に入る。

但馬牛は役牛として粗飼料に耐え、しかも、たくましい牽引力をもっていたが、肉用牛としても魅力ある牛で、肥育してあらわれる「シモふり肉」は但馬牛独特のものである。二十三年三月には全国和牛登録協会が設立され、同年十二月には兵庫県支部が設けられた。この登録制度は牛の資質を次第に向上させ、但馬地方でも美方郡

(あつたづる・ふきづる、など)・出石郡(いなぎばづる)・城崎郡の佐津谷(よしづる)などにおいて蔓牛の保存と育成が計られてきた。

昭和十年代末には人工受精が普及し始めているが、四十年から冷凍精子保存が可能な時代を迎えて肉用牛の資質改善が進んでいる。しかし、多頭飼育なりに公害問題も表われて生産コストも高くなり、一方ではオーストラリヤやアメリカなどからの安い牛肉の輸入に押されて、豊岡市内でも飼育は漸減をたどっている。

一方、乳牛は戦後から一部の農家や牧場主によって飼育され、昭和四十年に三二三頭と肉用牛の飼育頭数に近づく勢いを見せたが、飼料高や放牧場の制約などが影響して頭数は半減した。

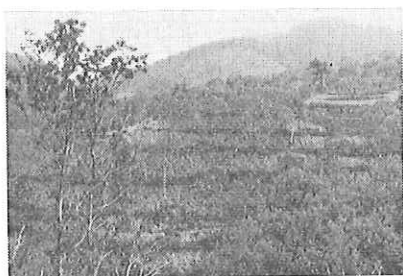
ニワトリも三十年ごろから採卵鶏の飼養が爆発的に伸び、次いで四十年ごろからブロイラー(採肉鶏)の飼



表181 豊岡市域内年次別家畜・ニワトリ類飼養状況

年度	乳牛		役肉牛		採卵鶏		肉用鶏		豚		備考
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	頭数	
昭和25	4	12	292	305	1,334	4,596			32	46	} 奈佐、港、神美、 上佐野を含まず } 神美、上佐野を 含まず
27	4	30	379	381	1,508	8,763			25	40	
30	4	21	461	467	1,818	10,650			13	26	
32	27	66	763	1,344	?	19,118			40	95	
35	35	65	750	840	1,570	21,300			40	190	
40	32	204	298	397	808	82,263	20	85,500	67	616	
45	28	323	206	368	804	160,200	36	136,600	40	1,279	
50	10	227	83	370	95	1,108	24	1,930	27	1,600	
55	6	149	51	302	40	868	13	2,755	15	2,060	

他に、馬・山羊・アヒルなどが飼育されている。



写276 江野地区の造林風景  
(昭和60年春)

養が盛んになった。しかし、これもタイをはじめ東南アジア諸国からの安い鶏卵の輸入がはじまると、五〇〇羽・一〇〇〇羽程度の飼養では採算がとれなくなり次第に衰微していった。

家畜・家禽の飼養は專業化し、量産の時代となっている。

養豚は、二十年代から市内約四〇〇戸の農家で一〇〇頭ないし二〇〇頭が飼養され肉用として販売されていたが、四十年になると飼養農家は四〇戸のまま、飼養頭数は一二七九頭と急増した。

### 林業

豊岡市の総面積  
一万六二一一畝

のうち、およそ七〇割・一万一三一七畝が山林である。

かつて新炭材・建築用材の供給源として重要な位置を占めていた山林の利用価値が、昭和三十三年ころから大きく変わり始め、石油や電力事情がよくなると新炭材の価値が失われ、

表182 豊岡市林業概況

(1) 豊岡市森林現況表 (昭和60年7月現在) (ha)

森林面積	人工林				天然林	無立木 地等
	スギ	ヒノキ	マツ等	小計		
11,317	1,341	1,395	564	3,300	7,820	197

(2) 分収造林状況 (昭和59年度末現在) (ha)

公有林面積	左のうち 分収造林実績			計	公有林 人工林率
	森林開発 公団	県造林 緑化公社	市		
2,966	641	1,045	76	1,762	59.4%

(3) 公道・林道開設状況 (昭和58年度末現在)

公道		林道		作業道	
総延長	密度	総延長	密度	総延長	密度
92.1 <sup>Km</sup>	8.1 <sup>m/ha</sup>	6,622 <sup>m</sup>	0.6 <sup>m/ha</sup>	20,840 <sup>m</sup>	1.8 <sup>m/ha</sup>

(4) 素材生産状況

年 度	53	54	55	56	57	58
素材生産量	626	2,164	4,641	3,137	3,213	3,340

生産は急落した。次いで国産材が輸入材に押され、建築資材として鉄・セメントが出回って木材の需要が減少した。

このころから森林構造改善が叫ばれるようになり、民間の造林が進まなくなると、代わって慣行共有林など大規模な山林面積の造林を推進すべく公社などによる分収造林（山主と施行者との収益を分けあう）方式による植林が進んだ。その中で、市行造林は昭和二十六年から、兵庫県

造林緑化公社は三十七年から、森林開発公団は四十六年から、分収造林が進められた。以後、市・県公社・公団による分収造林が中心に行なわれることになるが、当市の人工林率は六十年末現在で二九割で、但馬平均の四八割はもとより県下平均の三九割に対しても大きく下回っている。

地域林業振興の担い手である森林組合は四十二年十一月に豊岡市森林組合として設立され（組合員一〇三七人。出資額五四六万円）、四十六年十一月に但東・出石・日高・城崎・竹野の五町の各森林組合と合併して北

但東部森林組合となった（五十五年現在、組合員七〇一八人、うち豊岡市二三六六人。出資金一億八〇〇万円、うち豊岡市二〇七六万円）。組合は造林植栽の請負、苗木・木材・椎茸原木の取扱いなどの業務を行ない、森林生産力の増進並びにその経済的・社会的地位の向上を図っている。

## 第六節 戦後の水産業

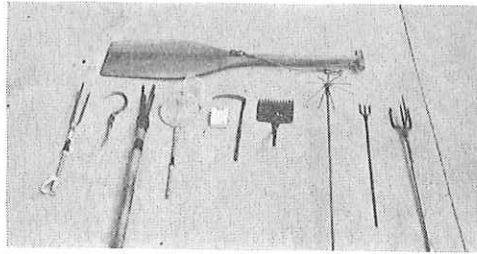
**漁獲高** 戦後の津居山の漁業はきびしい燃料・資材不足と価格・出荷統制のもとに出発したが、漁獲量の推移は次第に戦前の水準を回復しつつ、ついに二十八年には漁獲量の戦後最初のピークである五〇

〇〇トンに迫った。二十二年から増加に転じた漁獲量は、新漁業法の制定された二十四年には三〇〇〇トン台のり、翌二十五年には三五〇〇トンとなって、戦前水準を突破した。この年の四月、水産物の価格統制が全面的に撤廃され、漁業者の自由な生産意欲を強く刺激するところとなった。また、二十五年勃発の朝鮮戦争による日本経済の復興は石油や漁網の生産増加をもたらし、さらに講和発効の二十七年にはマッカーサーライン（二十一年九月設定）も撤廃された。

このような漁獲量の急増は、①戦時下の漁船減と漁業資材難による出漁航海数の減少が、水産資源の保護増殖に役立ち、日本海全域を好漁場に再生したこと、②復員者が漁業に従事して、漁業人口が増加したこと、③軍部に徴傭されていた機船底引網漁船が帰港して、漁業生産に従事したこと、④二十五年前後から、火光利用による新規の漁業―四艘張網や棒受網・巾着網などの漁業が開始されたことなどの理由によっている。



写277 磯漁用の舟と漁具



写278 磯漁用漁具

二十九年から減少に向かった漁獲量は、二十九年と三十二年に四〇〇〇トンをこえたのみで、四十二年までの一〇余年間は三〇〇〇トから四〇〇〇トの間を上下した。三十年代前半までは、タラやサバ・イワシなどの多獲性魚種の漁獲量が上位五位以内であったが、後半には姿を消し、イカ・カニ・カレイが三位以内を上下し、ニギスとハタハタがこれに続いた。そして、回遊性のイカの漁獲量が総漁獲量を左右するようになった。

サバやイワシの漁獲減は、巾着網漁業や四艘張網漁業が大量捕獲することによって、かえって魚価の

低下をまねいて転業を余儀なくされ、代わって出現した浮式網漁業も漁獲の豊凶差の著しいことや漁獲量の漸減するなかで廃業していったことよっている。

漁獲量低迷の他の要因に、機船底引網漁業の不振があげられる。戦後一〇余年の操業の結果、近海漁場はしだいに資源が枯渇荒廃し、加えて李承晩ラインの設定（昭和二十七年）やソ連のピョートル大帝湾内海宣言（同三十二年）があり、日本海の好漁場が縮小した結果である。

この時代は一方で、沿岸漁業の近代化が飛躍的に進展した。三十年代の前半、漁船は電気着火式あるいは焼



写279 集魚灯を持つ近代漁船

玉式機関からディーゼル機関へと移行し、速力を増した。また、集魚灯の電源は蓄電池から発電機に変わり、強力な火光を生み出した。さらに、化繊漁網や化繊ロープが開発されて、漁網の腐敗や損耗率が少なくなった。昭和三十年代後半に至り、同三十六年から三十九年にかけて、兵庫県水産試験場によって大和堆海域の漁場調査が実施された。また、同三十七年には、水産庁によって沿岸漁業構造改善対策実施要綱が決定され、但馬地域も漁業構造改善事業の指定をうけた。これにもとづいて、昭和三十八年から四十五年にかけて、津居山でも沿岸漁船にロラン・無線電話などが普及し、漁協の陸上施設―漁船漁具保全施設・製氷冷蔵施設・水揚荷

捌施設などが整備された。また、人工魚礁投入によって、漁場も造成された。

漁獲量は四十三年に五五〇〇トンを超えて、前年比四五割増の五六八五トンになった。翌四十四年は七〇〇〇トンに迫り、四十五年には七六八九トンに達して、戦後最大の漁獲量を記録した。

この期の高漁獲を担ったのは、新規の沖合イカ釣り漁業の出現である。四十二年進水の新但馬丸（香住漁協所属）と津居山港漁協所属の沖合底引網漁船二隻によって、大和堆におけるイカ釣り漁場が開発され、漁獲量の半ば以上を占めてきた機船底引網漁業は首位の座を沖合イカ釣り漁業にゆずったのである。

四十九年の漁獲量はついに五〇〇〇トンを超え、その後は四〇〇〇トン

五〇〇〇トの間を上下したが、五十六年には四〇〇〇トを、さらに五十八年には三〇〇〇トを割って二九八トにまで激減した。

漁獲量の激減には、スルメイカ漁の不振が決定的に影響している。スルメイカの漁獲量は、昭和四十八年の四二〇〇ト台から、十年後の五十八年には、一一〇〇ト台に下降した。油づけ漁業ともいわれて、操業に莫大な石油を消費する沖合イカ釣り漁業にとって、二度にわたる石油価格の高騰は致命的であった。加えて、乱獲によるイカ資源の枯渇と五十二年以降、一斉に始まった二〇〇海里漁業専管水域がこれを直撃したのである。

#### 漁業協同組

#### 合の発展

昭和二十一年には、官民各方面で漁業制度や水産業団体制度の検討が始まり、二十三年十二月『水産業協同組合法』が公布され、翌二十四年二月に同法の施行によって全国の漁業会は、一斉に漁業協同組合に改組された。同年九月十六日、港村漁業会は津居山港漁業協同組合へと面目を一新した。

組合は、販売・出荷加工・購買・出荷材料・製氷冷蔵・利用・指導・信用など八つの事業を行なっている。

販売事業としては二十五年四月の魚類統制の全面的な撤廃にともない、魚市場の登録を行ない、自由な共同販売事業にのりだした。

漁業協同組合の行なう信用事業には、預貯金と貸出しの二大業務がある。本漁協における貯金業務は、すでに戦前昭和十九年ごろに開始されているが、本格化したのは三十年代に入ってからである。

#### 水産加工業

戦前（昭和十五年）、水産加工業を営む業者は本業・副業を合せて港村で三一、豊岡町で五をかぞえた。製品は、前者では素干・煮干・塩蔵・塩干・練り物などで、後者は練り物を主とした。

戦時統制の始まった昭和十五年、港村の主要加工業者（加工業者は仲買人でもある）は企業合同を行なって、

それぞれ今水産加工業組合（漁業会、他四業者）・湊水産加工業組合（港商店、他二業者）の二組合に統合された。さらに、十七年には今と湊の組合は合同して、今水産加工業組合となった。十八年には練製業者が香住町・竹野町の業者と合同して、但馬練製品組合（二方商店、他八業者）を発足させた。両組合は工場を瀬戸におき、津居山産の原魚を用いて、前者は塩蔵・干し焼き・茹での他、蒲鉾・竹輪・ハンペンなどの練製品を、後者は練製品を製造した。

戦後、統制が解除されると、今水産加工業組合は、二十四年に今海産有限会社として事業を継承し、三十一年の解散に至るまで手広く企業活動を営んだ。解散にともない、今の工場は日和山観光（株）に買収され、操業は継続された。

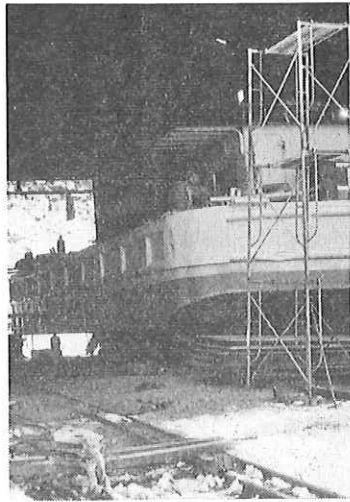
一方、但馬練製品組合は終戦とともに解散し、製造施設は津居山発動機組合が買い取り、これと二方商店とが二十五年に合併して練製品製造を継続したが、鮮魚出荷に失敗して二十七年に解散、練製品の製造は再び二方商店など個人企業で行なうことになった。

三十五年ごろ、津居山港漁業協同組合に関係する仲買人のうち大手一〇業者ほどで親睦を目的に仲買人組合が結成された。これが前身となって、五十三年七月、豊岡市水産加工業協同組合が設立された。

#### 造船業

廻船業の衰退とともに、港地区の造船の比重は次第に隆盛に向かい、漁業に欠かせない漁船建造へ移っていった。昭和前期、港村には小島を中心に六造船所（若松・仲津・船本・津山・小田・

森下）があり、そのうちの四造船所は、すでに三〇級の木造動力漁船の建造能力を有していたという。他に豊岡町には二造船所（舟千・船津屋）があり、川舟を建造した。当時の木船建造の造船所は水辺に臨む小規模



写280 北兵庫ドック（気比地区）

なもので、主な施設に製材工場と上架線を備える程度のものであった。

太平洋戦争突入とともに次第に経済統制が強まり、これらの八造船所と但馬各地の造船所は企業合同を行なって、昭和十七年五月に但馬造船有限公司として発足、政府の指定工場となって各種船舶の建造・修繕に当たった。

終戦とともに政府からの受注は失われたが漁業者の漁船建造の意欲は活発で、新時代に即応した造船所を切望

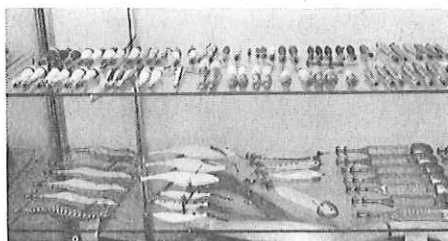
する声も高まった。こうして、(有)但馬造船から離脱して個人経営に向かう者の他、二十二年八月には港村長主唱のもとに(有)津居山造船所(気比)が創立された。(有)但馬造船は二十三年、株式会社に改めた。

四十三年から四十四年にかけて、鋼船(三〇ノ六〇シ)六隻が(有)但馬造船で進水した。その後、(有)但馬造船は、さらに大型化(八〇ノ一〇〇シ)した漁船の修繕に應える目的で、大型船の航行に支障のある小島工場を廃止して、四十七年に気比に移転した。この年、社名を変更して(有)北兵庫ドック工業となった。イカ釣りブームの去ったあと、漁業の低迷・不振の影響をもちに受けて造船業はピンチに追いやられ、五十八年九月には(有)津居山造船所は休業するに至り、トップの技術者は(有)北兵庫ドック工業に移った。

#### 漁具製造業

戦後の但馬の中核的漁業となったイカ釣り漁業を一大発展させた漁具は、ナイロン・電気つぶせ・自動イカ釣り機である。本市には、これら三天漁具のうち電気つぶせ及び自動イカ釣り機





写281 各種のイカ用擬似針  
(小島・脇漁具製作所提供)

とその付属漁具であるイカ針を今西精機製作所（中央町）と脇漁具製作所が製造している。  
今西精機製作所は戦時中の一疎開工場であったが、終戦とともに新規の事業を模索して、但馬のイカ釣り漁業に注目、同漁具の製造に着手した。

脇漁具製作所は戦前から津居山にあって、釣針や人造テグス・鶏毛などを小売りするかたわら毛釣り漁具を製造して、山陰・北陸・信越方面に販売を行っていた。こうしたなかで、ちようど津居山付近を境に、北部と西部とでイカ釣りの漁具漁法の異なることに着目して、戦後、イカ針の製造に踏み出し、事業の発展とともに工場を小島に移転した。

河漁と河 戦後、新水産業協同組合法と新漁業法の制定施行にともない、  
川問題 円山川沿岸には豊岡漁協組・北円山川漁協組など九組合と、こ

れらで構成する円山川漁業協同組合連合会が設立されたが、昭和四十三年に、本水系全一〇組合（二十八年に豊岡漁協組から専業者を中心に約一〇〇名が分離、豊岡中央漁協組を結成、同連合会に加入した）は、円山川漁業協同組合として統合、一本化された。円山川の漁業権は、こうした水系全体を管轄下におく団体に付与され、これが漁場管理を始め、各種魚貝類の保護増殖・水質汚濁の監視など重要な事業を行ってきた。

戦後の漁獲量の最大は三十一年の三〇〇トン、最小は四十三年の四〇トンで、円山川の主幹漁業であるアユの漁獲量に大きく影響されているのである。

アユの減少は、河川の汚濁が重要な原因である。

三十年以降の二〇年間には、産業排水・畜産排水・生活排水・公共処理場の排水などによる水質悪化と、河川での砂利採取及び河川改修工事などによって漁獲量が減少し、アユのみならず川魚の農薬死・水棲昆虫の減少・奇形魚や水銀汚染魚の出現など、水質汚染の影響が目立った。

昭和五十年代に入って、なお円山川下流での赤潮の発生とそれによる放流ハマグリの際死という汚染された状況もあるが、一方、姿を消していた川ガニやエビ・タニシも戻ってきており、漁獲量も漸増している。水質汚濁は徐々にではあるが、回復傾向に向かっている。四十一年四月の「円山川一級河川の指定」、そして四十三年三月の「水質汚濁に係る環境基準」の制定及び、それにともなら排水規制の強化・排水処理施設の設置と改善、さらに流域関係機関の地域ぐるみの組織的監視体制の実現などによって、ようやく効果が現れてきたといえる。